

(重度身体障がい者訪問入浴サービス事業関係)

入浴サービス利用承諾書

豊後大野市が実施する入浴サービスを受けるに当たり、豊後大野市長の責めに帰さない不測の事故が生じて、異議の申立はいたしません。

また、入浴サービスを受ける際は、下記事項を堅く守ります。

記

- 1 入浴の可否について、あらかじめ医師の確認をとります。
- 2 入浴サービスを受ける際は、必ず一名以上の介助者をつけ立ち会うとともに、介護にあたります。
- 3 入浴することにより、身体に悪影響をおよぼす恐れがある時は、即時中止されても異議は申しません。
- 4 その他、実施主体の指示に従います。

平成 年 月 日

豊後大野市長 様

申請者氏名 印

対象者氏名 印